

強化拠点校支援事業実施要項

1 事業目的

全国大会・国体等での活躍および、次世代アスリートの受け入れ先として期待される県内の強化拠点校に対し、部活働の日常的な練習（合同練習、強化合宿を含む）や外部指導者の招へいなどに対し重点的な支援を行うとともに、中学校・高等学校の一貫した強化体制の構築を図り、少年競技における競技力の向上を図る。

2 実施主体

実施主体は、強化拠点校とする。

3 事業内容

| 事業 | 内容 |
|----------|---|
| 強化に必要な事業 | 対外試合、合宿などの強化練習や外部指導者・講師の招へい等効果的に強化を図る事業 |

4 補助対象経費及び補助基準額

| 補助対象経費 | 補助基準額 |
|-------------|--|
| 事業の実施に必要な経費 | <ul style="list-style-type: none">○ 過去2年間の実績を3段階にランク分けし、そのランクに応じた基準額を各校に配分する。○ 上記の額に当該年度の活躍を見越した期待値を4段階に区分し、基準人数を乗じた額を配分する。○ 競技区分において過去の実績と期待値により山口県を牽引する優秀な指導者に対し、別に山口県体育協会（以下「県体協」という）事務局が定めた額を支給する。○ 県体協会長が特に認めた外部指導者に対して、別に県体協事務局が定めた額を配分する。○ その他、特殊事情により特別に加算。 ※ 費用・項目ごとの補助基準額は、別表のとおりとする |

5 事業計画書・事業実績書の提出

強化拠点校は、県体協会長の定めるところにより、事業計画書・事業実績書を提出するものとし、様式は別に定める。

6 費用

強化拠点校が実施する事業に対して、県体協は予算の範囲内において補助するものとする。

7 その他

- (1) 強化拠点の詳細については、山口県競技力向上対策委員長が別に定める。
- (2) 外部指導者には、県教委による指導者研修を義務付ける。
- (3) この実施要領によりがたい場合は、あらかじめ協議すること。